

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	館地区 (八幡、坂牛、通清水、一日市、鳥沢、鷹ノ巣、高岩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の平均年齢68歳と高齢化が進み、担い手が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

市内他地区と比較するりんごや桃等の果樹生産が盛んな地域であり、地域農家や団体で「八戸市果樹振興会」が組織され、果樹生産の安定並びに農家経営の発展を目的として活動されている。しかしながら将来の地域の担い手の高齢化や減少、それに伴う未管理農地の増加が課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻や野菜と、りんごやもも等の果樹生産を取り入れた複合経営を行い地域農業を維持させていく。現在は果樹生産者が一定数いることから、市内他地区と異なり水稻や野菜の他、果樹生産を希望する入作者の受入も可能である。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	323.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	296 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

以下の農地における宮農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年12月22日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・八戸市大字櫛引字上町33番地1 2,579m<sup>2</sup> (地図No1)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会や市を中心として担い手の貸借意向等の情報を収集し、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)や農地バンク・基盤法利用者を中心に利用集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借は農地バンクの活用を基本とし、担い手の経営意向を尊重した集約化を進める。また、農業委員会に大規模農地の貸借希望があった場合は農地バンク担当部署へ誘導してもらうなど連携し積極的に活用させる。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

具体的な地区の基盤整備事業の話はないが、希望がある場合は機会を設けて制度説明を実施する。

貸借は農地バンクの活用を基本とし、契約更新の際は近隣地の状況を聞き取り、保全管理されている場合は貸借を勧奨するなど機会毎に声掛けを行い、徐々に集積を進める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

「八戸市果樹振興会」と連携しながら現状を把握し、担い手の確保・育成に努める。入作者を含め地域内外から多様な経営体を募るため、地域特性を活かした情報発信を行っていく。(例えば地域広報誌の発行など)

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①地域での鳥獣害の具体的対策はなく各農家が個別対応している。農作物被害があった場合は農作物被害確認部署へ連絡後現地確認のうえ、捕獲希望がある場合は農作物被害確認部署→鳥獣害担当部署へ連絡後、鳥獣被害実施隊事務局が出動し罠の設置を行っている。

②環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機・無農薬栽培が一部で行われている。

⑤果樹生産の安定と農家経営の発展を図る目的で、市が事務局の「八戸市果樹振興会」を組織し、生産技術並びに各種補助等の情報提供を行っている。

⑦2地域で中山間地域等直接支払交付金が認定されており、保全・管理に活用している。

地図No1

